



# CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE

## Newsletter

October 2017

## Corporate & Tax Global Update ニュースレター Vol. 15

### はじめに

本 Corporate & Tax Global Update は、グローバルローファームであるベーカーマッケンジーのネットワークを最大限に活かし、日本と世界の会社法務と税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 15 となる本号では、EU 域外からの直接投資に対する審査制度導入、日露租税条約や、OECD の MAP 相互審査レポートなど、国内外の最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

### 目次

#### 1. 日本

- [事業ポートフォリオ転換の円滑化措置の創設～平成 30 年税制改正要望～](#)
- [日本／ロシア：日露租税条約への調印](#)

#### 2. OECD／BEPS

- [OECD が 6 カ国の相互協議の相互審査レポート（MAP Peer Review Report）を公表～米国レポートを中心に～](#)

#### 3. アジア

- [タイ：労働保護法の改正法案における主要な改正点](#)
- [ベトナム：販促活動への規制に関する新たな政令草案](#)
- [マレーシア：会社登記所による株式有限責任会社（Private Company）の監査免除制度の導入](#)

#### 4. 欧州

- [EU：域外からの直接投資に対する審査制度導入へ](#)
- [EU：長期株式保有の奨励](#)
- [オランダ：法人税率引き下げと配当源泉税の廃止を含むオランダ税制改正案](#)

# 1. 日本

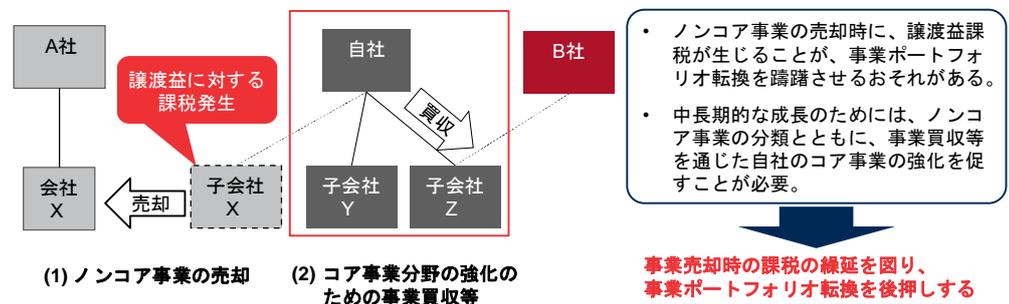
## 事業ポートフォリオ転換の円滑化措置の創設 ～平成 30 年税制改正要望～

経済産業省の平成 30 年度税制改正要望においては、①第 4 次産業革命に対応した「攻めの経営・投資」の強化、②中小企業の生産性向上・地域経済の活性化、③エネルギーの安定供給、④車体課税の抜本見直し、⑤申告納税手続きの環境整備、と大きく分けて 5 項目が掲げられている。そして、その要望項目①における創設要望の中の一つとして「事業ポートフォリオ転換の円滑化措置の創設」が盛り込まれている<sup>1</sup>。

この「事業ポートフォリオ転換の円滑化措置の創設」は、第 4 次産業革命による技術・社会の変化に対応し、日本経済が中長期的に成長していくために、企業による迅速かつ大胆な事業再編の支援を行うことを目的として、事業ポートフォリオの転換（ノンコア事業を分離しそれに併せてコア事業強化のために新たな事業等の取得を行う積極的な取り組み）の実施の円滑化を図るための政策的措置を講じる必要性から示されたものである。具体的な措置として、産業競争力強化法に基づき事業再編計画の認定を受けた企業が、(1)「ノンコア事業の売却」及び(2)「コア事業分野の強化のための事業買収等」の双方を行う場合、(2)の事業買収等の取得価格に応じた圧縮損の計上を可能とすることで、(1)の売却時の譲渡益の課税を繰延べる税制措置を講ずることを、平成 32 年度末までの時限立法として提案されている。

### 図：株式の売買によるポートフォリオ転換例（経産省の概念図）

ノンコア事業を営む子会社Xの売却と、コア事業の強化のため、既存事業とのシナジーを生む事業を営むZ社の買収による子会社化



出典：平成 30 年度税制改正に関する経済産業省要望【概要】

上記によれば、本事業ポートフォリオ転換の円滑化措置の適用を受けることができる対象者は「産業競争力強化法に基づき事業再編計画の認定を受けた企業」とされている。この産業競争力強化法は、アベノミクス第三の矢である成長戦略を強力に推し進めるべく 2013 年 12 月 4 日に成立し、2014 年 1 月 20 日から施行された。その事業再編計画認定制度は、事業再編に取り組む事業者が生産性向上を目指す事業活動についての再編計画を主務大臣に提出し、主務大臣が提出された再編計画が同法の要件に適合する場合に認定を行うというものである。そして、認定を受けた取り組みに対しては、優遇措置や金融支援等により、その取り組みを後押ししていく措置が講じられることになる。

今回の要望で、この認定を受けた事業者を対象とすることとしていることからすると、産業競争力強化法において、事業の売却と購入という事業の入れ替えを新たにその支援対象に追加する改正が行われることになると推測され

<sup>1</sup> 本ニューズレター Vol. 14 で取り上げたもう一つの創設要望である「自社株式等を対価とした株式取得による事業再編の円滑化措置」については、「[自社株（親会社株）対価による事業買収について～平成 30 年度税制改正要望と会社法改正議論～](#)」を参照。

る。なお、既に経済産業省は当該産業競争力強化法の改正についても示唆している。

また、本事業ポートフォリオ転換の円滑化措置は、ノンコア事業の売却とコア事業分野の強化のための事業買収等の双方を行い、その売却した事業の譲渡益について圧縮損を計上して課税の繰り延べを行うというものであることからすると、当該措置の恩恵を受けるにはノンコア事業の売却によって譲渡益が発生することが前提となる。一般的に不採算事業については売却によって譲渡益が生じるとは考えにくいことからすると、不採算事業の切り離しを目的とした事業再編に当該措置を適用するメリットはなく、対象はある程度採算性のある事業の売却に対して利用されることになるのではないだろうか。

また、ノンコア事業の売却とコア事業分野の強化のための事業買収等の双方を行うという要件についても、事業の譲渡・買収は要件にあった相手先企業・事業を見つけた上で相手側と交渉を重ねていかなければならず、成立までには相当の時間を要すること、また、場合によっては交渉がまとまらず合意に至らないことも十分あり得る。このようなことを想定した上で、コア事業の先行取得が認められるのか、また、売却から買収までどの程度の猶予期間が設けられるのかといった点も課題として挙げられる。

これらの点についてあまりにも厳格な要件が設けられた場合には、本事業ポートフォリオ転換の円滑化措置という制度自体が活用されないものとなりかねない。本制度が使い勝手の良いメリットの大きい制度となるかどうか今後の展開が注目されるところである。

[最初のページに戻る](#)

## 日本／ロシア

### 日露租税条約への調印

2017年9月7日、日本はロシアとの間で新租税条約（以下、「新条約」）の署名に至った（正式名称：「所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とロシア連邦政府との間の条約」）。ロシアとの間の租税条約は長らく改正されておらず、現行の租税条約（以下、「旧条約」）は1986年に締結された旧ソ連時代締結の条約をロシアがそのまま引き継いだもので、その後30年間にわたって一度も改正が行われていない。限度税率や二重課税に関する防止措置等、現在の商取引の实情に照らして不十分な点が多くみられ、両国間の投資・経済交流の活性化の観点から、かねてより改正の必要性が叫ばれていたところである。

今回の改正では、具体的には、投資所得に対する課税の更なる軽減のほか、条約の濫用防止措置及び租税債権の徴収共助の導入並びに租税に関する情報交換の拡充が行われ、これらにより、二重課税を除去し、国際的な脱税及び租税回避行為を防止しつつ、両国間の投資・経済交流の活性化が期待されている。

#### 1. 新条約のポイント

新条約のポイントは以下のとおりである。

##### ① 事業利得に対する課税（新条約第7条）

旧条約第5条でも事業利得に関する規定が存在し、企業が進出先国に支店等の恒久的施設を設けて事業活動を行っている場合に、その恒久的施設に帰属する利得に対してのみ、進出先国において課税できるとされる。新設された新条約第7条4項では、日本が締結するその他の租税条約で見られるような、「恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の当該

企業の各構成部分への配分によって決定する慣行」がある場合の配慮措置が規定されている。

なお、ロシアにおける法人税（企業利潤税）は20%であり、配当については15%の税率で課税される。

## ② 譲渡収益（新条約第13条）

譲渡収益課税の関係では、株式の譲渡による収益につき、譲渡者が居住者である締約国においてのみ課税されることとなった点（旧条約第11条第3項、新条約第13条第5項）及びいわゆる新たに不動産化体株式譲渡の際の課税（新条約第13条第4項）が設けられた点が重要である。

## ③ 投資所得に対する課税の更なる軽減（新条約第10条ないし第12条）

投資所得（配当、利子及び使用料）については、以下のとおり、源泉地国（所得が生ずる国）における課税の上限（限度税率）が引き下げられ、又は課税が免除される。

	旧条約	新条約
<b>配当</b>	15%	免税（年金基金受取） 5%（議決権保有割合15%以上・保有期間365日以上） 15%（不動産化体株式） 10%（その他）
<b>利子</b>	免税（政府受取等） 10%	免税
<b>使用料</b>	免税（著作権の使用等） 10%（特許権又は設備の使用等）	免税

出典：財務省ホームページ

利子については、従前も10%の軽減税率が定められていたところであるが、ロシアが他の国と締結していた条約のほとんどでは利子所得を免除するとされていたため、今回の改正により他国との間で足並みが揃ったことになる。

## ④ 投資所得に対する課税の更なる軽減（新条約第21条）

条約の特典の濫用を防止するため、投資所得に対する免税は一定の要件を満たす適格者等である居住者に限って認められる。また、条約の特典を受けることが取引等の主要な目的の一つであったと認められる場合及び第三国に存在する恒久的施設に帰属する一定の所得については、その条約の特典は認められない（いわゆる主要目的（PPT）ルール+簡易LOBルールの併用ポジション）。

## ⑤ 相互協議手続（新条約第24条）

旧条約で相互協議に関する手続が規定されていたが（旧条約第22条）、新条約でも相互協議に関する手続が整備され、条約の規定に従っていない課税は、両国の税務当局間の協議による合意に基づき解決される（両締約国当局の相互の直接通信を用いることも可能。）。

## ⑥ 情報交換及び徴収共助の導入（新条約第25条）

日本が締結するその他の租税条約同様の情報交換及び徴収共助が導入されている。

## 2. 新条約の発効時期

本条約は、両国においてそれぞれの国内手続（我が国においては国会の承認を得ることが必要。）に従って承認された後、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生じ、次のものについて適用される。

- (1) 課税年度に基づいて課される租税に関しては、本条約が効力を生ずる年の翌年の1月1日以後に開始する各課税年度の租税。
- (2) 課税年度に基づかないで課される租税に関しては、本条約が効力を生ずる年の翌年の1月1日以後に課される租税。
- (3) 情報交換及び徴収共助に関する規定は、対象となる租税が課される日又はその課税年度にかかわらず、本条約が効力を生ずる日から適用される。

### 3. 新条約の適用対象

旧条約は、旧ソ連との間で締結されたものであったが、新条約は、あくまでもロシアと日本の間の二国間の租税条約として締結されているため、ロシア以外の国（例えば旧ソ連に属していた国）との間での租税条約に影響することはない。

### 4. MLI との適用関係

なお、いわゆる MLI（BEPS 防止措置実施条約）に関しては、現状日本及びロシアの双方が署名国となっているものの、新条約は MLI の適用対象として選択されている租税条約には現状含まれていないため、MLI は新条約に適用されない。ただ、新条約の内容が MLI の規定ぶりと齟齬のない形で起草・締結されている以上（例えば、新条約の特典濫用防止規定では、いわゆる主要目的（PPT）ルール+簡易 LOB ルールによることとされている（新条約第 21 条）。）、今後の二国間協議次第では、新条約が MLI の適用対象となる条約として選択される可能性もあり得るところである（MLI と租税条約の適用関係については、本ニューズレター [Vol. 11](#) をご覧いただきたい。）。

[最初のページに戻る](#)

## 2. OECD/BEPS

### OECD が 6 カ国の相互協議の相互審査レポート（MAP Peer Review Report）を公表～米国レポートを中心に～

2017 年 9 月 26 日に OECD は BEPS 行動 14 「効率的な紛争解決メカニズムの構築」で示された下記のパラグラフの実施に関連して、最初の 6 カ国に選ばれたベルギー、カナダ、オランダ、スイス、英国及び米国に関する個別の相互審査レポート（MAP Peer Review Report）を公表した<sup>2</sup>。

BEPS 行動 14 最終報告書で、各国は、租税条約に関する紛争解決に係るミニマム・スタンダードの策定、その迅速な実施への取り組み、及び租税委員会を通じ G20 へ定期的に報告されることとなる参加国同士での強固なモニタリングメカニズムの確立を通じたミニマム・スタンダードの効果的な実施の確保に関する合意をすることによって、紛争解決のための自国のアプローチに重大な変更を加えることを合意した。BEPS 行動 14 で策定された租税条約に関する紛争解決に係るミニマム・スタンダードは、以下の①から③の通りである。

- ① 相互協議に関する租税条約上の義務の誠実かつ全面的な実施及び相互協議事案における適時解決の確保
- ② 租税条約に関する紛争の未然防止及び適時の解決を促進する行政手続の実施の確保
- ③ 申立要件を満たす納税者に対する相互協議へのアクセスの確保

<sup>2</sup> <http://www.oecd.org/ctp/beeps/oecd-releases-first-peer-reviews-on-implementation-of-beeps-minimum-standards-on-improving-tax-dispute-resolution-mechanisms.htm>

そして、モニタリングメカニズムとして、①ミニマム・スタンダードの実施状況を表1の順番で審査（ステージ1）し、②ステージ1における指摘事項の改善状況について審査（ステージ2）するという2段階方式でモニタリングが行われることとなっている。今回の公表された相互審査レポートは、ステージ1の第一グループの実施状況の審査結果を公表したものである。

表1：ピアレビューのスケジュール

1st batch Launched by December 2016	2nd batch Launched by April 2017	3rd batch Launched by August 2017	4th batch Launched by December 2017	5th batch Launched by April 2018	6th batch Launched by August 2018	7th batch Launched by December 2018	8th batch Launched by April 2019	9th batch Launched by August 2019
Belgium	Austria	Czech Republic	Australia	Estonia	Argentina	Brazil	Brunei	Andorra
Canada	France	Denmark	Ireland	Greece	Chile	Bulgaria	Curacao	Bermuda
Netherlands	Germany	Finland	Israel	Hungary	Colombia	China	Guernsey	British Virgin Islands
Switzerland	Italy	Korea	Japan	Iceland	Croatia	Hong Kong (China)	Isle of Man	Cayman Islands
United Kingdom	Liechtenstein	Norway	Malta	Romania	India	Indonesia	Jersey	Macau (China)
United States	Luxembourg	Poland	Mexico	Slovak Republic	Latvia	Papua New Guinea	Monaco	Turks and Caicos Islands*
	Sweden	Singapore	New Zealand	Slovenia	Lithuania	Russia	San Marino	
		Spain	Portugal	Turkey	South Africa	Saudi Arabia		

\* If Turks and Caicos Islands does not have any tax treaties by August 2019, its peer review will be deferred

出典：OECD ホームページ<sup>3</sup>

## 1. 各国の相互審査レポートの構成

今回公表された6カ国の国別レポートは、上記のミニマム・スタンダードの観点から(A)紛争の未然防止、(B)相互協議の利用可能性とアクセス、(C)相互協議事案の解決、及び(D)相互協議の合意の実施の4つのパートから構成されており、各国毎に現況と改善点等が報告されている。

## 2. 米国レポートの概要

以下では、我が国の相互協議申立件数として最上位にある米国のレポートの概要を記載する。

### (a) 紛争の未然防止

米国の事前確認（APA）では、APA対象年度以前の年度においても前提事実や環境が同様であれば遡及適用が利用可能である。実施状況としては2014年度から2016年度までの間に107件の遡及適用を含んだ二国間事前確認の申請があり、89件は引き続き協議中であるが、現在のところ遡及適用が認められなかった事案は無い。

### (b) 相互協議の利用可能性とアクセス

米国は60の租税条約を有するが、その内20の条約では申立に係る期間制限が最初の通知日から3年と設定されており、36の条約では期間制限が設けられていない。残りの4つの条約では4年や5年の期間制限が設けられている。また、ピアレビューに協力した20カ国の条約相手国（ピア）及び納税者によると、2014年1月以降において移転価格及び濫用目的防止規定に基づく相互協議事案において、拒否された事案は存在しないと報告されている。さらに、IRSと納税者の間で調査上の和解があった場合でも、相互協議へのアクセスが妨げられることは無いと報告されている。しかしながら、IRSの調査部門と納税者の間でClosing Agreementを締結している場合には、米国の権限ある当局は条約締結国に対して対応的調整を求める努力しか行わないとされている。

<sup>3</sup> <http://www.oecd.org/tax/beps/beps-action-14-peer-review-assessment-schedule.pdf>

### (c) 相互協議事案の解決

米国では 2011 年から IRS のウェブサイトにて相互協議の統計<sup>4</sup>を公表している。2016 年に処理された 185 件が解決までに要した平均期間は 30.87 か月<sup>5</sup>であり、OECD が目標とする 24 か月を下回っている。2016 年度において未解決事案の数は 972 件から 963 件に減少したものの引き続き多くの積み残し事案が存在している。米国によると遅れの理由は複数あるとされ、当局間のやりとりの遅れ、コミュニケーションの難しさ、法律解釈や事実関係に対する異なる見解等が指摘されている。ピアによると米国の権限ある当局とは良好な関係にあり、米国当局との交渉は容易かつ解決志向にあると報告されている。米国の権限ある当局には約 110 名が配置されており、その内 85 名が APA を含む移転価格関係及び PE への帰属所得に係る協議に対応している。残りの 25 名は条約交渉や条約解釈といった協議を行っている。

米国は潜在的な相互協議事案を減らすための政策として、条約相手国と積極的に Memorandum of Understanding (MOU) 並びに General Competent Authority Arrangement を締結している。一例として 2016 年 10 月にメキシコと締結した MOU が紹介されている。多くの米国納税者がメキシコでマキラドーラ経営を行っており、その内の一部のマキラドーラは所得税優遇を受けるためにメキシコ当局とユニラテラル APA を締結しているが、米-メキシコ当局間の合意した条件に基づくユニラテラル APA である限り、米国の観点からもこのユニラテラル APA は独立企業間価格であるとみなされる。

### (d) 相互協議の合意の実施

米国によると 2014 年 1 月以降、相互協議の合意に基づき納税者に合意された内容は全て実施されてきたとされ、ピアにおいても実施が行われていない相互協議の合意を把握していないと報告されている。もっとも全ての相互協議の合意が実際に実施されているかを追跡するメカニズムは導入されていないとされている。

## 3. その他の国の相互協議の処理期間等

米国以外の 5 カ国（ベルギー、カナダ、オランダ、スイス及び英国）の権限ある当局が 2016 年に処理した相互協議処理件数、未解決事案の件数、平均的な処理期間は以下の通りである。

表 2：相互協議の処理件数と平均処理期間等

		相互協議処理 件数	未解決 件数	平均的処理期間 (月数)
ベルギー	移転価格	22	85	39.67
	その他	416	666	11.61
	計	438	751	13.02
カナダ	移転価格	141	187	20.77
	その他	19	41	21.65
	計	160	228	20.87
オランダ	移転価格	14	123	34.38
	その他	56	171	19.12
	計	70	294	22.2
スイス	移転価格	54	140	27.42
	その他	44	207	15.49
	計	98	347	22.05
英国	移転価格	183	207	25.42
	その他	79	115	12.73
	計	262	322	20.51

出典：MAP Peer Review Report

<sup>4</sup> <https://www.irs.gov/businesses/corporations/annual-apa-statutory-reports>

<sup>5</sup> 移転価格事案・帰属所得に係る事案が 31.61 か月、その他の事案が 28.19 か月であった。

#### 4. 我が国の BEPS 行動 14 に係る取り組み状況と課題

国税庁相互協議室は本年 7 月に BEPS 行動 14 最終報告書の勧告<sup>6</sup>に沿って、「相互協議手続のガイダンス (Q&A) 」<sup>7</sup>を公表した。我が国では従前から「相互協議の手続について」(事務運営指針)が定められているが、その他の BEPS への取り組みと同様に、着実に BEPS 最終報告書に沿って実行していることが伺える。また上記の表 1 の通り、我が国のピアレビューは 2017 年 12 月から予定されていることから、先行する 6 カ国と同様のスケジュールであれば来年の 9 月末には同レポートが公表される見込みである。

また、本ニューズレターの [Vol. 11](#) 及び [Vol. 12](#) で取り上げた通り、MLI (BEPS 防止措置実施条約) において、効果的な紛争解決メカニズムの構築を図るために我が国は仲裁規定の適用を選択する立場を取っている。仲裁条項は二重課税の排除が確実に実行されることを担保するものであるが、二重課税リスクが高いと言われている中国、インドやインドネシアといった国は仲裁規定の適用を選択しておらず、引き続きこれらの国との取引で移転価格課税が行われた場合には二重課税の排除が困難な状況が生じることが懸念される<sup>8</sup>。一方で、我が国との相互協議申立件数が比較的多く、多国籍企業が地域統括拠点として活用しているシンガポールは仲裁を選択しており、我が国との相互協議についても今後改善することが期待される。

BEPS 行動 14 のミニマム・スタンダードに基づく関係各国の取り組みは、我が国の多国籍企業にとっても大いに歓迎すべきものであり、モニタリングプロセスを通じて、これらの国では今後さらに相互協議プロセスが円滑化されていくことが見込まれる。もっとも、最初の相互審査に選ばれた上記の 6 カ国は、相互協議が比較的円滑に行われてきた実績のある国々である。今後、二重課税リスクが懸念されるインドや中国といった非 OECD 加盟国のピアレビューも順次行われる予定であり、これらの国の動向を注視していくことが重要である。

[最初のページに戻る](#)

### 3. アジア

#### タイ

##### 労働保護法の改正法案における主要な改正点

2017 年 8 月、タイの内閣は、労働保護法の改正法案を承認した。今回の改正法案における主要な改正点は、以下のとおりである。

- 改正以前の労働保護法においては、10 年以上継続勤務した労働者に対する退職金の金額について、対象労働者の直近の給与 300 日相当分という上限規制があった。改正によって、上記の上限規制は撤廃され、新たに、20 年以上継続勤務した労働者に対する退職金の金額について、対象労働者の直近の給与 400 日相当分という上限規制が定められることとなる。
- 改正以前の労働保護法においては、使用者には労働者に対し一定日数の休暇を与えることのみ義務付けられており、休日に給与を支給するか

<sup>6</sup> 勧告 2.1「各国は、相互協議手続を利用するための規則、ガイドライン及び手続を公表するべきであり、納税者が当該情報を利用できるよう適切な措置をとるべきである。各国は、相互協議に係るガイダンスが明確であること及び公に容易に入手できることを確保するべきである。」国税庁仮訳参照

<sup>7</sup> <https://www.nta.go.jp/sonota/kokusai/map/guidance/pdf/guidance.pdf>

<sup>8</sup> 国税庁公表の『平成 27 事務年度の「相互協議の状況」について』によると、非 OECD 加盟国(中国、香港、インド、インドネシア、シンガポール、タイ、マレーシア、ベトナム)との相互協議の発生件数は 45 件(平成 25 年)、40 件(平成 26 年)、56 件(平成 27 年)と増加傾向にあるが、処理件数は 30 件(平成 25 年)、19 件(平成 26 年)、23 件(平成 27 年)と減少傾向にある。特に APA については発生件数が過去 4 年間増加し続けている一方、処理件数は反比例して過去 4 年間減少し続けている。

どうかは使用者の裁量に委ねられていた。改正によって、全ての労働者に対し年3日以上の年次有給休暇を与えなければならないという規定が定められることとなる。

- 出産休業の意義が明確化され、産前産後の通院のための休業も含まれることとなる。
- 退職金及び特別退職金は、雇用関係が効力を失う日に支払われなければならないこととなる。
- 使用者が以下の支払義務を履行しなかった場合の遅延利息割合が、改正以前の7%から15%に変更される。
  - 解雇予告通知に代わる解雇予告手当の支払義務
  - 使用者が一時的に業務を停止しなければならない場合の金銭の支払義務
- 使用者が変更される場合、労働者の同意が必要となり、新たな使用者は、労働者が以前の使用者との関係で有していた権利及び負担していた義務を引き受けなければならないこととされる。
- 解雇予告手当は、解雇の効力発生日に支払われなければならないこととなる。
- 会社の移転によって自身又は家族の生活に重大な影響を受ける労働者については、一定額の退職金を受領して会社を退職する権利が与えられることとなる。
- 新たに「報酬」という概念が導入され、以下のように定義されることとなる。
  - 「報酬」とは、使用者が労働者に対し、労働者が労働保護法に基づいて行った労働の対価として支払うもののうち、賃金、時間外手当、休日手当及び休日時間外手当を除くものを言う。

なお、上記労働保護法の改正法案については、労働省等によって今後も修正が加えられることが予想される。

また、労働保護法については、今回の改正法案以前に退職や就業規則に関する規定について改正がなされており、その従前の改正労働保護法は2017年9月1日付で施行されている。

[最初のページに戻る](#)

## ベトナム

### 販促活動への規制に関する新たな政令草案

ベトナム政府は、販促活動に関する商法の詳細を定める政令37号（Decree No. 37/2006/ND-CP）に代わるものとして、販促活動に関する政令草案を発行した。

同政令草案では、企業の販促活動を自由化する内容が盛り込まれているが、他方で、販促活動に対する一定の規制も留保されている。商工省は本年度中の政令草案の制定を目指しており、現在、事業者等からのパブリックコメントを募集中である。政令草案での主要な変更点は以下のとおりである。

#### 1. 販促商品の価値に対する上限規制

景品付与、値引き、クーポン券などの一般的な販促活動に対しては、販促で付与する商品又はサービスの価値が販促対象商品価格の50%を超えてはならないという制限、並びに販促プログラムで用いる商品又はサービスの合計額

が販促対象商品合計価格の 50%を超えてはならないという制限が課されているが、これらの制限は政令草案でも維持されている。

しかし、政令草案では上記の制限が適用されない場合を認めており、中央・地方政府が組織する販促又は首相の指示による販促については適用されない。また、テト（旧正月）や建国記念日など主要な祝日の前に行う販促の場合にも、上記制限は免除される。

## 2. 値引きの期間上限

商品の値引きに対しては期間制限が課されているところ、草案では、認められる値引き期間が 1 年あたり 90 日から 120 日まで増加された。

## 3. 生鮮食品の販売等

政令草案では、下記の商品・サービスに対する販促活動には、販促商品の価値に対する制限を課さないとされている。

- (1) 国家の価格安定政策の対象となる商品・サービス
- (2) 生鮮食品
- (3) 破産、解散、製造場所又は事業所変更の場合に販売される商品・サービス

現在、複数の商業団体からは、季節商品や見切り商品も免除の対象とするよう要請されている。

## 4. 販促活動の通知及び登録手続き

現行法令上、販促キャンペーンを実施する場合、実施される地方の商工局に登録が必要である。法令上は事前通知で足りるとされているものの、実際の手続きでは商工局の承認を取得する必要があるため、特に全国規模の販促キャンペーンを実施する場合には、全国の 63 の地方及び 5 の市の当局から承認を取得する必要があり相当なコストを要する。

上記の登録手続きは政令草案でも維持されているものの、事前通知の期間が 7 営業日前から 3 営業日前に短縮され、当局での審査期間も 7 営業日から 5 営業日に短縮されている。

なお、販促商品の価値合計が 1 億ベトナムドン（約 50 万円）未満の場合、並びに、E コマースプラットフォームやオンラインでのみ販促、販売を実施する場合においては、現在、商工局での登録義務は免除されているが、これらの免除は政令草案でも認められている。

[最初のページに戻る](#)

## マレーシア

### 会社登記所による株式会社（Private Company）の監査免除制度の導入

マレーシア会社登記所（The Companies Commission of Malaysia）は、2017 年 8 月 4 日、一部の株式会社（Private Companies）の監査免除を定める命令を発した。

マレーシア会社法は、すべての株式会社有限責任会社に、毎事業年度の計算書類を監査する監査人の選任を義務付けていたが、登記機関は、このような監査人選任義務を免除する権限を有している。

## 監査免除の適用を受けることのできる株式有限責任会社

①休眠会社、②収益ゼロ会社、③一定の基準を満たす会社のいずれかに該当する株式有限責任会社は、監査免除の適用を受けることができる。各カテゴリーの概要は以下のとおりである。

① 休眠会社	② 収益ゼロ会社	③ 一定の基準を満たす会社
<p>(a) 設立時から休眠状態の会社；又は</p> <p>(b) 現事業年度及びその直前事業年度において休眠状態の会社</p>	<p>(a) 現事業年度中の収益がゼロであり、</p> <p>(b) 直近二事業年度中の収益がゼロであり、かつ</p> <p>(c) 直近二事業年度の財務状態計算書 (Statement of Financial Position) の総資産額が、30万リンギットを超えない会社</p>	<p>(a) 現事業年度及びその直前二事業年度において、収益が10万リンギットを超えず、</p> <p>(b) 最新の財務状態計算書における総資産額及び直近二事業年度の総資産額が30万リンギットを超えず、かつ</p> <p>(c) 現事業年度末及びその直前二事業年度末における従業員数が5名を超えない会社</p>

ただし、特例株式有限責任会社 (Exempt Private Company: 株主の数が20名を超えず、かつ、当該株主 (間接株主を含む。) のいずれもが法人でない株式有限責任会社) は、この監査免除の対象とはならない。

## 監査義務免除の対象となる事業年度

監査免除の対象は、以下の事業年度とされる。

カテゴリー	対象事業年度
① 休眠会社	<p>(i) 2017年1月31日以降に設立された場合、2017年1月31日以降に開始する事業年度</p> <p>(ii) 2017年1月30日以前に設立された場合、2017年9月1日以降に開始する事業年度</p>
② 収益ゼロ会社	2018年1月1日以降に開始する事業年度
③ 一定の基準を満たす会社	2018年7月1日以降に開始する事業年度

## 実務上の運用における留意点

上記のような監査免除制度の導入に際しては、実務上、以下の点に留意が必要である。

- (1) 監査免除の対象となる会社であっても、一般的に承認される会計基準に従った財務諸表 (未監査) を準備し、マレーシア会社登記所に提出する必要がある。未監査財務諸表には、(A) 当該財務諸表が適用ある会計基準に従って作成されていること、(B) マレーシア会社法の順守についての責任を取締役会が確認したこと、並びに(C) 株主が当該財務諸表の監査を要求しなかったことにつき、取締役が確認するための書面を添付する必要がある。

- (2) 取締役会は、上記の取締役による確認書や未監査財務諸表について包括的な責任を負う。すなわち、取締役会は、未監査財務諸表が公表されることに伴い、未監査財務諸表上の情報に依拠した第三者との間で法的な問題が生じる可能性があることを念頭に置いておく必要がある。
- (3) 取締役会は、会計基準に従った未監査財務諸表の準備を、監査法人や会計事務所に依頼することができる。その場合、監査を受ける場合と費用面でそれほど差がない可能性がある。
- (4) 監査免除の適用を受けていた会社がある事業年度以降監査免除の適用を受けられなくなる場合、当該事業年度の監査をする監査人が、直前事業年度の未監査財務諸表の情報に依拠している旨の留保をつける可能性がある。
- (5) 監査免除の適用を受けるか否かにかかわらず、税務当局は、年次の法人税申告において、監査済数値に基づく財務情報を要求してくる可能性がある。

実際に監査免除の適用を受けるか否かの決定に際しては、財務アドバイザーや税務アドバイザーと相談の上、費用対効果を検討し、そもそも監査免除の適用となるか否か、監査免除の適用を受けることができる場合には実務上又は規制上の利益を享受できるかを、検討する必要がある。

[最初のページに戻る](#)

## 4. 欧州

### EU

#### 域外からの直接投資に対する審査制度導入へ

欧州委員会 は、EU 内の安全保障や公的秩序に影響のある域外からの直接投資に対する審査制度（以下、「新制度」）の案を発表した。この動きは、中国企業による重要な技術及び資産の一連の買収を受けて、ドイツにおいて戦略産業に関する外資規制の強化がなされたのと歩みを同じくするものである。欧州委員会は、2018 年末までに新制度を導入することを目指しているが、オランダなどいくつかの加盟国はこの動きに反対しており、EU 理事会の承認を得られるかどうかは現時点では不透明である。

#### 域外からの直接投資

新制度の草案によれば、審査の対象は域外からの直接投資、すなわち、事業運営への効果的な参画を可能にする投資を含む、EU 内の対象会社との間の継続的・直接的関係を構築及び維持することを目的とした、域外企業等によるあらゆる種類の投資である。したがって、加盟国は、例えば、対象会社の支配権の取得に達しない中国企業による投資を禁止することも可能である。

#### 「安全保障及び公的秩序」に影響のある投資

新制度においては、域外からの直接投資が「安全保障又は公的秩序」に影響があるかどうかの検討にあたり、特に以下の事項への影響が考慮される（なお、以下の事項は確定的なものではなく、加盟国の判断次第で、より広い範囲の事項が対象となる可能性がある。）。

- 重要なインフラ（エネルギー、運輸、通信、データストレージ、宇宙、及び金融のインフラ）
- 重要な技術（人工知能、ロボティクス、半導体、デュアルユース、サイバーセキュリティ、宇宙及び核に関連する技術）
- 重要な資源の供給の安全

- センシティブな情報のアクセス・支配権

域外からの直接投資が「安全保障又は公的秩序」に影響を与えるかどうかの判断にあたっては、問題となる域外企業等が、域外の第三国の政府から、出資等により、支配されているか否かという点も考慮される。

### 新制度の仕組み

新制度において、加盟国は、審査の実施に際し、他の加盟国及び欧州委員会に対し、審査対象となる投資について情報共有を行う。他の加盟国は、当該投資が自国の安全保障や公的秩序に影響を与えると考えた場合、審査を行う加盟国に対して意見を述べることができ、欧州委員会も、当該投資が加盟国のいずれかの安全保障や公的秩序に影響を与えると考えた場合に意見を述べるができる。審査を行う加盟国は、他の加盟国及び欧州委員会の意見を考慮に入れた上、自ら判断を下す。

### 小括

新制度が実施されるかどうかは現時点では不透明であるものの、実施された場合には、その対象は広く、EUへの投資を検討する日本企業に対して大きな影響が及ぶことが予想される。EUへの投資を検討する日本企業は、計画する投資が安全保障や公的秩序に影響を与えると判断されないか検討した上、投資先の加盟国における届出に係る戦略を練る必要があると考えられる。

[最初のページに戻る](#)

## 長期株式保有の奨励

EUにおいて、株主及び経営者の過度な短期的利益の追求を是正するため、上場会社及びその他関係者に対して、情報の透明性及び株式の長期保有に関して追加的な義務を課すEU指令（DIRECTIVE (EU) 2017/828。以下、「本EU指令」）が制定された。EU加盟国は本EU指令を国内法化しなければならず、株主は、本EU指令に基づき新たな権利を取得することとなる。

もっとも、本EU指令が定める義務には、各EU加盟国の法令において既に義務付けられているものも含まれる。

本EU指令は、①登記上の本社の所在地がEU加盟国にある会社及び②EU加盟国において設置され、又は運営される統制市場に株式を上場している会社に適用される。

### 機関投資家、資産運用管理会社及びプロクシーアドバイザーに求められる透明性

機関投資家と資産運用管理会社は、株主としての投資への取り組みをまとめたポリシーを作成及び開示することが義務付けられる。これらの会社が当該ポリシーを開示しなかった場合には、非開示の理由を説明する義務を課される（コンプライ・オア・エクスプレイン）。

プロクシーアドバイザーは、上場会社の株主総会における議決権の行使の方法につき、どのように調査、助言及び推奨を行ったかに関する一定の情報を毎年開示しなければならない。さらに、プロクシーアドバイザーに対する行動規範を遵守するか、遵守しない場合はなぜ遵守しないのかを説明しなければならない。

## 関係者間取引に対する株主の影響の増加

会社の利益を十分に保護するために、当該会社の関係者との重要な取引は、株主又は取締役会若しくは監査役会の承認を得ることが必要となる。重要な取引の定義は、各加盟国が決定することができる。

会社は、関係者との重要な取引を、最終的に契約を締結したタイミングで公表しなければならない。また、当該取引が公正かつ合理的であるか否かを査定するのに必要な情報を提供しなければならない。

## 取締役の報酬に対する株主の発言力の強化

取締役の報酬に関するポリシーが承認された後、株主は、4年ごとに当該ポリシーを承認するか否かにつき投票する権利を有する。さらに、個々の取締役の報酬を記載した報酬のレポートを開示し、また、会社のウェブサイト等において公表しなければならない。

[最初のページに戻る](#)

# オランダ

## 法人税率引き下げと配当源泉税の廃止を含むオランダ税制改正案

### 1. 概要

2017年10月10日、連立政権を組む4党が税制改正案を公表した。税制改正案には法人税率の引き下げや配当源泉税の廃止が含まれるが、国外に支払う利息の損金算入制限等も盛り込まれており、BEPSの流れに沿ったものとなっている。連立政権が正式に発足した後に詳細が明らかになるであろうオランダ税制改正は、日系多国籍企業に少なからず影響があると考えられ、その適用時期も含めて注視する必要があるであろう。

### 2. 改正案で示されている主な項目

税制改正案では以下の項目が盛り込まれている（数年のうちに具体的な法案に落とし込まれる予定）。

- (1) 現状25%（20万ユーロ未満は20%）の法人税率を21%（20万ユーロ未満は16%）に引き下げる。
- (2) 支払配当に関する源泉税を廃止する。ただし、低税率国に支払われる配当及び一定の租税回避的なものに係る支払配当については引き続き源泉税が課される。さらに、低税率国に対する利息とロイヤリティの支払についても源泉税の対象にする。
- (3) 100万ユーロを超過する国外への支払利息の損金算入について、所得の30%を限度とするEarnings Stripping Rule（本邦税制上の過大支払利子税制に相当）を導入する。
- (4) 欠損金の繰越期間を9年から6年に短縮する。
- (5) 所謂イノベーションボックスに係る実効税率を5%から7%に引き上げる。
- (6) 外国企業の駐在員の給与所得の30%相当額を非課税とする期間を8年から5年に短縮する。

### 3. 日系多国籍企業への影響

税制改正案が実現した場合の税率は21%であることから、外国子会社の2018年4月1日以降に開始する事業年度から適用される改正後のタックスヘイブン税制への影響は基本的には限定的であり、いわゆる実体基準又は管理

支配基準を満たせばオランダ子会社が合算課税の対象となることはないと考えられる。ただし、イノベーション・ボックスの適用を受けている場合等、租税負担率が 20%未満にふれやすくなるということは間違いがないところである。また、日蘭租税条約によって、オランダ子会社から日本親会社へ支払われる配当に関するオランダ源泉税は免税となっていることから、配当源泉税の廃止は大きな影響はないと考えられる。一方で、駐在員の給与所得の 30%非課税措置の期間短縮については一定の影響があることが想定される。

[最初のページに戻る](#)

[www.bakermckenzie.co.jp](http://www.bakermckenzie.co.jp)

本ニューズレターに  
関するお問い合わせ先

[global.update@bakermckenzie.com](mailto:global.update@bakermckenzie.com)

ベーカー&マッケンジー  
法律事務所（外国法共同事業）

〒106-0032  
東京都港区六本木 1-9-10  
アークヒルズ仙石山森タワー28F  
Tel 03 6271 9900  
Fax 03 5549 7720  
[www.bakermckenzie.co.jp](http://www.bakermckenzie.co.jp)

©2017 Baker McKenzie. ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）はスイス法上の組織体であるベーカー&マッケンジー インターナショナルのメンバーファームです。ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）及びベーカー&マッケンジー インターナショナルの他のメンバーファームは、日本においては弁護士法人ベーカー&マッケンジー法律事務所を通じて業務を提供します。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィスを指します。

本資料に含まれている情報及びデータは一般的な情報であり、当事務所の法的アドバイスや意見を提供するものではありません。法律及び税務に関わる参考情報や対策については本資料のみに依拠すべきでなく、本資料の受信者は必要に応じ別途弁護士のアドバイスを受けなければなりません。